

こころネット通信

創刊号

発行者:NPO法人こころネットワーク県南 〒963-6131柳倉町大字柳倉字北町102 TEL:090-6253-5190

精神障がいを持つ人のための

地域生活支援センターの設立を目指して

NPO法人 こころネットワーク県南

理事長 齋藤 雄一

NPO法人こころネットワーク県南は、県南地域に住む精神障がい者を対象とした支援活動を目的として、平成14年4月より活動を開始し、10月にNPO法人の認可を受けました。

現在、何らかの精神疾患で医療を利用している人は全国で約204万人いるといわれており、その内の約半数の70~100万人の人が、医療を受けながら、福祉サービスを受けることが出来れば普通の生活が可能の方です。他の半数の方は福祉サービスを必要としないで医療を受けながら普通の生活をしています。

多くの先進国では、障がい者であってもその人が住みたいところで生活するのが当たり前であるという理念の基に、必要なサービスを自分で選んで利用しながら、社会に参加していくことが普通に行われています。しかし日本では世界に例を見ないほど精神病院の入院患者が多く、その内の約半数(43%)が5年以上の長期入院者です。なぜこのような現象が起こるのかといいますと、精神疾患と障がいに対する誤解と偏見から、病気が落ち着いても社会に戻れないことや、退院しても地域で支えるシステムが無いから、家族に大きな負担が課せられ、その結果再入院を繰り返し、長期にわたり病院や施設で過ごすこととなります。

日本でも近年は医療や福祉改革が進み、高齢者や障がい者が病院や施設ではなく、地域の中でも暮らせるように、福祉サービスを充実させようとしています。

しかしながら、精神障がい者に対する福祉サービスは、長い間福祉の対象として認められていなかったことや、社会の偏見などの理由によりなかなか進まず、それらの施設は病院が設置しているところもあります。それでは退院したのか入院しているのか分かりません。

一度入院を経験したことのある方は、もう二度と入院はしたくないと言います。

今は大変よい薬が開発され、そんなに長く入院する必要もなくなりました。病気や障がいは誰にでも起こる可能性があります。障がい者が安心して暮らせるところは、障害を持たない人にとっても暮らしやすいところであるはずで。

私たちは平成15年度に県南地区において、「精神障害者地域生活支援センター」の設置・運営を予定しています。「精神障害者地域生活支援センター」は精神障がいを持つ方が、困った時にいつでも相談でき、その人らしく生きて行くことをお手伝いします。

県南地区は広域な地域であるため、センターだけで対応するのは難しい面もあります。差別や偏見は知識の不足からによるものであり、多くの皆さんに参加していただくことによって、精神障がいへの理解を深め、私たちの身近なこころの問題を一括に考え、絆の強い地域社会を築きあげたいものです。



精神障害者の生きる意味の獲得を

ありがクリニック
院長 有賀 清

世はいままさに大きな変革期に突入している。我々がたずさわってきた精神医療も大きく変わろうとしている。それはいままでの入院中心の精神医療が地域ぐるみの精神医療にと変わりつつあることである。

地域精神医療とは、その地域で患者さんをみていこうということである。そのためには入院している患者さんを1日も早く社会に送り出して、社会で一人立ち出来るようにサポートしようと思うことだと思ふ。

国の方も精神衛生法を精神保健福祉法にと発展させ、加えて障害者基本法を作り、精神保健福祉活動の展望もはっきり見えてきた。どうしてこの様な改革になってきたかと考えると、それは精神医療は外来でも十分出来る様になってきたということと、「社会的入院」と「院内寛解」の患者さんを一生病院に閉じこめておくのではなく、地域社会の中で生活させてくれということだと思っている。

いわゆる「社会的入院」といわれる人の中には、精神症状が残存している人が多い。しかし、精神症状が残存していても社会に受け皿があれば、社会に出られる人も大勢いることも事実である。精神障害者は医療をたち切ることが出来ない。そこで医療と福祉が相互乗り入れをするという考えをすれば「社会的入院」の人達を早く社会に出してあげる手だてをしてあげた方が、患者さんは幸せになるのではないか。

もう一つの社会復帰を困難にしていた理由に「院内寛解」がある。それは病院の中では生きていけるのに退院すると、うまくやれずにすぐ病院に戻ってくるという人達のことをいっている。それは患者さんの病院依存によるものだが、社会に受け皿が少ない事も原因である。

障害者は大体において飲み込みに時間がかかり、常軌的判断が出来にくいように思われているが、これは社会的経験不足や精神的緊張や不安、あるいは病気の結果による認知障害などいろいろな原因によって起こる。現代の効率優先の産業社会で生きていくのには、ほかの時代に生まれるよりもっと多くの困難を障害者にもたらす。別の時代には社会はもっとおおらかで、障害を持つ人たちにもいろんな居場所や役割があり、それなりに社会に溶け込めていたのかもしれない。しかし現代では、物心ついたところから教育現場などで効率優先の社会価値を身につけることを強いられる。受験戦争や不登校、いじめの問題もこれと無関係ではないようだ。

社会復帰を考えると、我々ははともするとこれまでの価値観に縛られて社会的に有用な人間になるというような観点から見がちだが、この価値観は絶対的なものではあり得ない。管理社会に特有のストレスや社会のスピードとその圧迫はそれについていけない人たちに多くの苦悩をもたらした。障害者の受けている苦痛の大きな部分がこれに関係していると思われる。

ではわれわれが社会復帰活動で目指すべきもの、障害者の方々に獲得していただきたいものとは何か。それは社会的に有能な人間になるというようなものではなくて、(この社会の中で)生きる意味の獲得だと思ふ。それは仲間や、家族などいろいろな人たちの中にいて楽しみ合える、お互いに支えあえる能力だと思ふ。人間にとっては、他人にとって意味のある存在であるということがもっとも生きている意味を感じさせるものではなからうか。人々の中に一緒にいられる、社会から疎外されていないと感じられる、仲間たちと楽しみ合えるという能力の獲得はもっとも大事なことのように思える。

人間はだれでも、生きる意味を見失ってしまうことはある。しかし周囲の人々から完全に疎外され、孤立しているのでない限りはきっと再びそれを見つけ出すことができるであろうし、社会はあらゆる人にそれを保証できなくてはならないと思ふ。これが本当に人間的な社会のあり方であり、社会復帰事業はそれを目指すべきだと思ふ。

社会的入院＝病気が回復し、退院してもよい状態になっても、社会の中で支える人がいないためすぐに再入院になってしまったり、退院しないでそのまま病院で、数年あるいは一生病院で暮らしている人がいます。

家族会

県南地区には白河地域精神障害者家族会「なごみの会」と東白川地域精神障害者家族会「せせらぎ会」の2つの家族会があります。家族会では、作業所やグループホームの運営をしたり、学習会や行政に対して支援サービスの改善などを働きかけたり、交流の場であったり地域の精神障がい者や家族の相談事業など様々な活動をしています。

「なごみの家共同作業所」のご紹介

なごみの家家族会 戸口慶三郎

「なごみの家共同作業所」は白河市郭内の県南保健福祉事務所と東北線の線路との間にあります。平成10年10月から、当時県南保健所の指導と援助により、白河地域精神障害者家族会「なごみの会」ができ、精神障害者の社会参加とふれあいの場として共同作業所を設置しました。現在15人が通所しています。

最近の活動としては、白河市長との面会要望書を提出し、来年度からは、Aランク作業所として申請できるよう要望いたしました。(福島県の基準で1日平均利用者10人以上になると、補助金の額が増額=300万円→600万円)

また、精神保健業務が市町村に移管されたことにより、他の7町村にも補助金の負担のご協力をお願いいたしました。

現在の「なごみの家共同作業所」は大変狭い場所にあり、利用者も増えたため、保健福祉事務所隣の家約30坪を持ち主の故八代氏のご好意により、大変安い家賃でお借りできる事になりました。

少しずつではありますが利用しやすく環境を整えて、多くの方のご要望に副えるよう支援していきたいと思えます。



なごみの家共同作業所の
場所：白河市郭内118
利用している人：15人
Tel：0248-24-1386



明かりをつけましょ

セルフヘルプグループ

セルフヘルプグループは病気や障がいを経験した当事者の会です。現在白河には「菩提樹」という当事者の会があり、ピアカウンセリング(ミティング)を通して自ら回復していくのを助ける会)や交流会などを行っています。

私の当事者活動

K・H

私は今、白河で当事者の会「菩提樹」という会を立ち上げましたが、私の本名はそこでは出していません。それは一つの地域の人に病気を知られたくないという思いのバリアなのではないかと思う。

人は成長していく。そのためには経験という名の栄養と人との出会いがある。一日も早く自分の病気を認識し、そこから共に悩む人々に耳を向けることが人間愛につながり、その人の成長へとなるのではあるまいか。

先日県精連の設立総会に参加してきた。代表が挨拶の中で涙し、声を詰まらせているのを見て、わけもなく自然に涙がこぼれた。当事者の発足に感動したのと、今までの私の過去の苦しさや病気になったことへの悔しさへの涙であったのかもしれない。福島県にも当事者の会がやっとできたが、まだまだ社会のへんげんが強い。

自立した生活を目指し、当事者同士が協力し助け合って行かねばなるまい。



NPO法人こころネットワーク県南 **入会のご案内**
精神保健福祉の増進と心豊かな地域社会の創設を目指すため
ぜひあなたも会員に

1. 会員の皆様には会報をお届けします。
2. 障害を持つ方の日常的な相談に応じています。
3. 精神保健福祉ボランティアとしてあなたのできることを生かしてください。
4. 精神障害者地域生活支援センター 設立のため寄附を募集しています。
5. その他本会の主催する各行事等のご案内をいたします。

★ **会員について**

この会に賛同する個人及び団体または事業所を対象とします。

正会員 年会費・1口 —— 1,000円 (1口以上何口でも可)
 団体会員 年会費・1口 —— 5,000円 (1口以上何口でも可)

★ **賛助会員について**

この会の趣旨に賛同し協力する個人及び団体を対象とします。

賛助会員 年会費・1口 —— 3,000円 (1口以上何口でも可)

★ **ご入会の手続きについて**

入会申込書に必要事項をご記入の上、御申し込みください。

☆ **寄附について**

平成15年に予定している精神障害者地域生活支援センター建設の資金、及びこの会の運営のために 寄附を募集しています。支援センターの運営費は補助金で運営することができますが、施設整備費の4分の1の約1,000万円の自己資金を必要としています。

【金額はおいくらでも結構です。】

1. 銀行口座 銀行名 東邦銀行菜根支店
 預金の種類 普通預金
 □座番号 481855
 □座名義 エヌピーオー法人こころネットワーク県南

2. 郵便振替口座 □座番号 2280-3-98514
 □座名義 エヌピーオー法人こころネットワーク県南

NPO法人こころネットワーク県南の設立役員

理事 齋藤雄一 関元行 有賀清 増子一 熊田芳江 植村寿美子 深谷好美 鴨志田一穂
 清水国明 棚瀬敏夫 戸口慶三郎
 監事 真船義行

損保ジャパンから助成金

平成14年11月6日、財団法人「損保ジャパン記念財団」より「こころネットワーク県南」に対して助成金30万円が贈られました。今年度の贈呈先、全国99施設とともに選ばれ、福島支店において贈呈式が行われました。この30万円はNPO法人の立ち上げ資金として利用でき、今年度の活動資金に当てたいと思います。

昨年の4月県南地方の精神保健に携わる方たちによって、精神障がいを持つ方たちへの支援をどうしたらいいのか話し合わせ、誰でも参加できる生活支援センターを作ろうということになりました。活動といってもその多くは法人の申請手続きが精一杯で、皆さんの期待には充分答えられなかったのではないかと反省しております。そんな中で12月に行われた有賀先生の研修会では、当事者や作業所の職員の質問に、先生は丁寧に答えてくれ、初めて参加された方も病気についてとてもよく理解できました。(kuma)

精神障害者地域生活支援センターの機能

精神障害者地域生活支援センターは地域で生活する精神障がいを持つ方に対して、個人の主体性を尊重し、一人ひとりのニーズにあった支援サービスをすることによって社会参加をはかり、その人らしい生活が送れるようにするための支援をします。

生活支援

日常生活で困っていることを、解決するための方法を一緒に考えたり、練習したりします。お金の使い方や、服薬管理などを相談のうえ行います。

連絡・調整機能

精神障害者は病気と障害を合わせ持つ特徴があるため、保健所、福祉事務所、医療機関等他の機関と有機的な連携を取りながらその人のニーズを満たして行く事が必用です。

相談窓口

地域で生活する精神に障害のある人、およびさまざまな不安を抱えた方に対して日常的な困りごとや不安な時、いつでも相談に応じ、自分で解決できるよう手助けします。日常生活が安定することによって病気や障害自体が改善することがあります。

情報提供

利用できる制度をわかりやすく説明し、自分で選んで利用できるよう支援していきます。各種研修会や、勉強会を計画し、福祉制度や病気の理解、対応の仕方を学びます。

交流スペース

都合のよい時に自由に立ち寄って、お茶を飲んだりおしゃべりをしたり気軽に来て過ごせる場所です。

地域交流

スポーツやレクリエーション活動を通して、仲間や地域の人と触れ合う機会を持ち、社会参加をはかります。また趣味、教養講座などを開催し、豊かな暮らしを応援します。

その他

利用者の権利の擁護、及びプライバシーの保護
家族への支援、就労支援、ボランティアの育成等

特定非営利活動法人 (NPO) 法人とは

新しく誕生した NPO 法人は、誰でも資金なしで比較的簡単に設立することができます。ただし、活動の範囲が特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項で定める 17 分野に制限されるほか、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することが求められており、社員の資格制限や情報の公開など、公益性重視の観点から規制が設けられています。

NPO 法人は事業活動を行い、利益を得ることができます。しかし営利法人と異なり、その利益を社員など利害関係者で分配することはできません。

平成 15 年 1 月 31 日現在、福島県内で認証を受けているのは 99 団体です。

NPO 法人ころネットワーク県南の定款に定められている事業目的、内容は次のとおりです。

この会の目的

この会の目的は、地域で生活する精神障害者及びその他の障害等を持つ人に対して日常生活を支援し、社会復帰、社会参加、自己実現の促進に関する事業を行うことにより、精神保健福祉の増進を図り社会に寄与することを目的とします。

活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

事業の内容

この法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 精神障害者地域生活支援事業
(精神障害者地域生活支援センターの建設・運営 平成15年度に予定)
 - ② 精神障害者及び家族に対する人権の擁護に関する事業
 - ③ 地域交流事業 他
- (2) 収益事業

会 員

この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し支援することを目的として入会した個人及び団体